

保険料の納付方法について ～普通徴収と年金天引き（特別徴収）～

国民健康保険の保険料は、普通徴収の場合、6月から3月までの10回払いで、口座振替や納付書で納付いただきますが、世帯主が65歳以上で、一定の条件を満たす世帯については、年金天引き（特別徴収）による納付となります。

■ 年金天引き（特別徴収）の対象世帯

次の条件すべてにあてはまる世帯が、年金天引き（特別徴収）となります。

年金天引き（特別徴収）の対象となる世帯の条件

- ①世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満
 - ②世帯主（納付義務者）が国保に加入している
 - ③国民健康保険料を口座振替で納付していない
 - ④世帯主が年額18万円以上の年金※を受給している
 - ⑤介護保険料と国民健康保険料の1期分の特別徴収額の合計が、1回分の年金受給額の2分の1を超えない
- ◎世帯主が今年度中に75歳になる世帯は、年金天引き（特別徴収）の対象外となります。

※年金天引き（特別徴収）の対象となる年金は国が政令で定めており、受給されている年金の老齢基礎年金部分が年金天引き（特別徴収）の対象となります。なお、複数の年金を受給されている場合は、国が政令で定める順位により対象となる年金が決定されます。（受給額の大小は関係ありません。）

■ 年金天引き（特別徴収）への変更時期

世帯主が65歳になり上記の条件に該当した場合の、年金天引き（特別徴収）に変わる時期の目安は次のとおりです。ただし、帯広市の国民健康保険に加入されたばかりの世帯や、世帯状況が変わった世帯は、開始時期が異なることがあります。年度の途中で納付方法が変更になる場合はお知らせいたします。

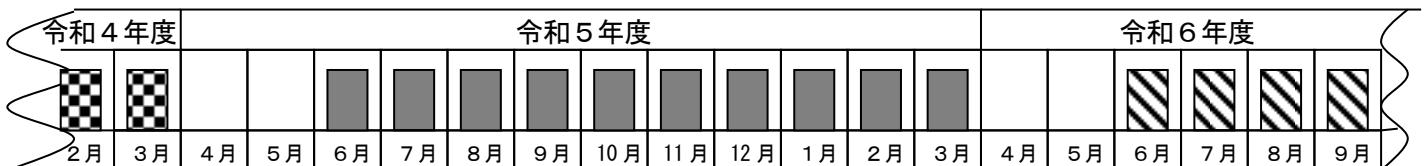
世帯主が65歳になる場合に、年金天引き（特別徴収）に変更になる時期の目安

- 世帯主が 4月3日～10月2日に65歳になった → 翌年の4月から
- 世帯主が 10月3日～12月2日に65歳になった → 翌年の6月から
- 世帯主が 12月3日～2月2日に65歳になった → 次の8月から
- 世帯主が 2月3日～4月2日に65歳になった → 次の10月から

■ 普通徴収による納付

普通徴収の場合、年度当初から国保に加入されていれば、その年度の1年分の保険料を6月から翌年3月までの10回に分けて納付していただきます。年度途中での加入の場合は、届け出の翌月からの納付開始となります。

口座振替による納付と、金融機関やコンビニでの納付書による納付、スマートフォン決済アプリでの納付があります。便利な口座振替がおすすめです。



■ 年金天引き(特別徴収)による納付

その年度の保険料は、前年中(令和5年度の保険料であれば令和4年1月～12月)の所得等に基づいて算定します。しかし年金天引き(特別徴収)で納める場合、4月・6月・8月の納付額は、前年中の所得が確定していない時期に算定するため、前々年中(令和5年度の保険料であれば令和3年1月～12月)の所得等に基づいて算定します。なお、前年度から特別徴収が継続されている方の4月・6月・8月の納付額は、原則として前年度の2月の納付額と同額になります。この4月・6月・8月の徴収のことを「仮徴収」といいます。

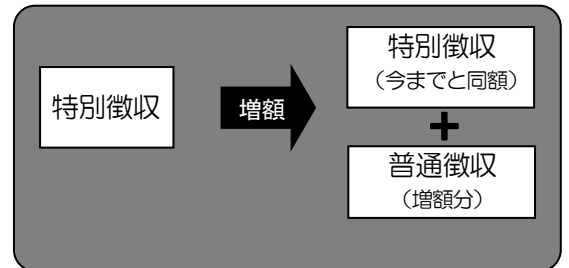
また、10月・12月・2月の納付額は、確定した年間保険料から、仮徴収で納付いただいている保険料を差し引いた残りの金額を3回に分けて算定します。この10月・12月・2月の徴収のことを「本徴収」といいます。なお、原則として、この2月の納付額と同額を翌年度の4月・6月・8月に仮徴収として納付いただきます。

●前年度から年金天引き(特別徴収)を継続している世帯の納付のイメージ

令和4年度	令和5年度						令和6年度		
2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月
本徴収	仮徴収			本徴収			仮徴収		
	前年度2月の納付額と同額を納めます。			確定した年間保険料から、4月～8月に納める額を差し引きし、3回に分けて納めます。(納付額は6月にお知らせします。)			前年度2月の納付額と同額を納めます。		

なお、年度途中で国民健康保険料が増額になった場合は、増額分の保険料は納付書払いまたは口座振替(普通徴収)で納めていただきます。

また、国民健康保険料が減額になった場合は、年金天引き(特別徴収)が中止になることがあります。



■ 年金天引きを口座振替に変更できます

すでに年金天引き(特別徴収)で納付いただいている世帯でも、①納付方法選択申出書と②口座振替依頼書を提出することにより、口座振替に変更することができます。希望される方は、被保険者証・通帳など口座番号がわかるもの・その口座のお届け印をお持ちのうえ、市役所国保課の保険料係窓口にて「国保の保険料を年金天引きから口座振替に変更したい」旨お申し込みください。

ただし、年金天引き(特別徴収)の中止には2～4か月程度かかりますので、早めに手続きを行ってください。

なお、年金天引きによる納付の場合と、口座振替による納付の場合とでは、所得申告の際に社会保険料控除の取り扱いが異なりますので、ご注意ください。

国民健康保険料の社会保険料控除について

国民健康保険料は、所得申告の際に社会保険料控除の対象となります。なお、社会保険料控除を受けることができる対象者は以下のとおりとなります。

- ① 年金天引き(特別徴収)の場合・・・その年金の受給者
- ② 口座振替の場合・・・その口座の名義人